

## 医療法人等の所得金額計算書のかきかた

- 1 この計算書は、地方税法（以下「法」といいます。）第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人（公益法人等及び人格のない社団等で医療事業を行うものを含みます。）又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）（以下「医療法人等」といいます。）が法人の事業税の確定申告書及びこれに係る修正申告書を提出する際に、法人税法施行規則様式別表4及び別表6(1)、雑収入の内訳書、貸借対照表並びに損益計算書（以下「別表4等」といいます。）を添えて提出してください。

ただし、主たる事務所等が他の都道府県にある医療法人等及び法人税の申告において租税特別措置法第67条（社会保険診療報酬の所得計算の特例）第1項の規定の適用を受ける医療法人等（以下「特例適用法人」といいます。）及び社会保険診療等とその他診療とを区分経理されている医療法人等（以下「区分経理されている医療法人等」といいます。）にあつては作成添付の必要はありません。

なお、特例適用法人は、事業税の申告書「所得金額に関する計算書」（地方税法施行規則第6号様式別表5をいいます。以下同じ。）の「備考」欄にその旨記載すると共に、所得計算についての明細書を添付してください。

また、区分経理されている医療法人等は、その区分経理による所得計算についての明細書を添付してください。

- 2 ①の欄には、事業税の「所得金額に関する計算書」の「再仮計<sup>⑱</sup>」の欄の金額を記載します。  
この場合、当該金額が欠損金額である場合は、当該金額を朱書するか、又は当該金額の頭部に△印を付けて記載します。
- 3 ②の欄には、所得金額の計算上益金又は損金の額として計算した譲渡資産に係る譲渡収入から取得費及び譲渡に要した経費を控除して得た金額を記載します。

なお、次の点に留意してください。

- (1) 「譲渡資産」とは、次のものをいいます。
  - ア 土地（土地の上に存する権利を含む。）
  - イ 有価証券（法人税法第2条第21号に規定する有価証券をいう。）
  - ウ 貴金属、書画、こつとう及び美術工芸品
  - エ ゴルフ会員権
  - オ その他医療事業に直接的な関連を有しない資産
- (2) 譲渡収入には、法人税法第50条（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入）又は租税特別措置法第3章第6節（資産の譲渡の場合の課税の特例）の規定により損金の額に算入した部分の金額は含めないで計算してください。
- (3) 「譲渡に要した経費」とは、次のものをいい、譲渡資産の維持又は管理に要した修繕費、固定資産税、当該譲渡資産の取得に伴う借入金の支払利子等の費用は含まれません。
  - ア 譲渡のために支払った仲介手数料及び運搬費
  - イ 譲渡のために行った登記又は登録に要した費用
  - ウ 土地を譲渡するために当該土地の上に存する建物に係る借家人に支払った立退料
  - エ 土地等を譲渡するために資産の取壊し、除去等を行ったことにより生じた損失の額
  - オ 譲渡のために支払った有価証券取引税
  - カ その他アからオまでに類する費用

- 4 ③の欄には、作業部門等で区分経理した所得金額（その他の事業部門と共通する収入金額又は経費があるときは、これらの共通収入金額又は共通経費を、当該部門とその他の事業部門の売上金額等最も妥当と認められる基準によってあん分した額をもって当該事業部門の所得を算定したものに

限る。)を記載します。

- 5 ④の欄には、①の欄の金額から、②の欄の金額及び③の欄の金額を控除した金額を記載します。
- 6 ⑤及び⑥の欄には、医療事業とその他の事業とを併せて行っている場合に、それぞれの事業を通じて算定した所得金額又は欠損金額を記載します。
- 7 ⑦の欄には、㊦の欄の金額を記載します。
- 8 ⑧の欄には、㊧の欄の金額を記載します。
- 9 ⑨の欄には、㊨の欄の金額を記載します。
- 10 ⑩の欄には、④又は⑤の欄の金額に⑦の欄の金額を乗じて得た金額を⑧の欄の金額で除して得た金額を記載します。

なお、この欄に記載すべき所得金額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げ（欠損金額の場合は切り捨て）てください。

この場合に算出された社会保険等に係る所得金額は、「所得金額に関する計算書」の㉑の欄に記載します。

- 11 「所得金額の計算の基礎とする収入金額の明細」のかきかたは、次のとおりです。
  - (1) 「社会保険等に係る収入金額」の欄には、法第72条の23第2項の健康保険法等の規定に基づく医療等の給付について支払いを受けるべき次の金額を法律ごとに記載します。

なお、労働者災害補償保険法（労災保険）による給付は社会保険診療分には含まれません。

    - ア 保険者から支払いを受けるべき金額（査定損益については、通知のあった事業年度の収入金額に加算又は減算します。）
    - イ 被保険者から支払いを受ける一部負担金（初診料を含む。）、入院時食事療養費、特定療養費又は訪問看護療養費に相当する金額
    - ウ 被保険者から支払いを受ける被扶養者の医療等の費用のうち、家族療養費又は家族訪問看護療養費に相当する金額
    - エ 老人医療費、障害者医療費並びに乳児医療費等について、その医療費の一部を対象者又は被保険者に代わって、市町村等から医療法人等が支払いを受けた金額
    - オ 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める居宅介護サービス費、介護予防サービス費又は施設介護サービス費を支給することとされる被保険者から次のサービスに要する費用として支払いを受けた金額
      - (ア) 指定居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護に限る。）
      - (イ) 指定介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション又は介護予防短期入所療養介護に限る。）
      - (ウ) 介護保健施設サービス
      - (エ) 指定介護療養施設サービス
  - (2) 「その他の収入金額」欄には、当期分の収入金額のうち社会保険等に係る収入金額以外の収入金額を各収入科目ごとに記載します。

なお、記入にあたり次の点に留意してください。

    - ア ⑮の欄の「（損害保険等を含む。）」とは、自動車損害賠償責任保険及びその他の損害保険等の保険金に相当する部分の金額として収入すべき金額をいいます。
    - イ ⑯の欄には、学校又は事業所等との契約に基づく健康診断、予防接種等の給付により収入すべき金額を記載します。
    - ウ ⑰の欄には、⑭、⑮及び⑯以外の医療等の給付による収入すべき金額を記載します。
    - エ ⑰の欄には、健康保険法等の規定に基づく医療等の給付に係る食事代の他に患者又は付添人等から別途食事代として収入すべき金額を記載します。

オ ㉑ の欄には、作業療法等を通じて生産した農産物等の生産品を販売すること、又は物品等の加工若しくは修理を請負うことにより収入すべき金額を記載します。

カ ㉓ の欄には、当期中に収入した所得税法第174条（内国法人に係る所得税の課税標準）第1号及び第2号の利子等及び配当等の額（所得税控除前の額）及びその他の利子等の額を記載します。

キ ㉖ の欄の「付帯事業収入」とは、医療事業に比し社会通念上独立した事業部門と認められない軽微なもので医療事業の付帯事業として発生する収入金額をいいます。

(3) 「その他の事業の収入金額」欄には、医療事業以外の事業について収入すべき金額を記載します。

(4) 消費税及び地方消費税の課税取引に係る経理処理について税込経理方式を適用している医療法人等（消費税の免税事業者を除きます。）の「その他の収入金額」欄及び「その他の事業の収入金額」欄に記入する金額は、消費税及び地方消費税相当額（消費税及び地方消費税の課税取引に係る税込収入金額の110分の10（旧税率が適用される部分については108分の8、105分の5若しくは103分の3）を控除した金額としてください。

(5) 当該事業年度において損金経理した貸倒金は、収入金額から控除しないでください。

12 次に掲げる金額は、医療事業の総収入金額の計算上、含めないでください。

(1) 各種引当金及び準備金の益金算入額

(2) 譲渡資産の譲渡に係る収入金額

(3) 従業員の社宅、寮等の使用料収入、給食収入等経費の戻入れと認められる収入金額

(4) 収入金額として計算した国税及び地方税に係る還付金、充当金及び過誤納金の額（還付（充当）加算金は「その他の収入金額」に含めます。）

(5) 償却資産の売却収入等で経費の戻入れと認められる収入金額（取得価額を超える金額については「その他の収入金額」に含めます。）

(6) 薬品等の仕入に係る仕入割戻又は仕入値引の金額等の仕入金額の値引と認められる収入金額（製薬会社からのリベート、旅行協賛金等の収入金額は「その他の収入金額」に含めます。）

(7) 消費税及び地方消費税の課税取引に係る経理処理について税抜経理方式を適用している場合に雑収入として計上された消費税及び地方消費税相当額（消費税の簡易課税制度又は限界控除制度の適用がある場合に、これらの制度の適用がないものとして計算した消費税及び地方消費税の納付すべき税額とこれらの制度を適用して計算した消費税及び地方消費税の納付すべき税額との差額を含みます。）

(8) 生命保険契約又は損害保険契約に係る解約戻戻金（所得税法第174条第8号に該当する場合を除きます。）、保険割戻金並びに物に対する損害保険金（保険の対象となった資産の取得価額以下の部分に限ります。）（満期又は死亡保険金（積立保険料を控除した額とします。））及び契約者又は社員配当金は「その他の収入金額」に含めます。）

(9) 法人税法第42条の規定により損金算入が認められる補助金等並びに国又は地方公共団体若しくは公共法人、公益法人等（国又は地方公共団体が出資をしているものに限る。）から収入した施設整備に対する助成金、雇用に対する補助金、借り入れに対する助成金等（医療等の業務に対する対価として収入する委託料・協力金・手当等は除く。）

なお、新型コロナウイルス感染症に関する補助金等については、令和2年2月1日以後に終了する事業年度から上記のとおり取り扱うものとする。

13 「別表4の税務計算」欄は、別表4で加算又は減算した収入金額を記載します。

なお、法人税の更正等を受けた場合においても、更正、決定により加算又は減算した収入金額について同様に記載してください。